

釧路川水系流域治水協議会規約（改定案）（1 / 5）

【新旧対比表】

釧路川水系流域治水協議会規約	釧路川水系 <u>外</u> 流域治水協議会規約（改定案）
（設置） 第1条 「釧路川水系流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。 （目的） 第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、<u>釧路川流域において、</u>あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。 （協議会の構成） 第3条 協議会は、<u>別表1</u>の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、構成員の同意を得て、必要に応じて<u>別表1</u>の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会への出席を求めることができる。 （幹事会の構成） 第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。	（設置） 第1条 「釧路川水系<u>外</u>流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。 （目的） 第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。 <u>なお、協議会の対象河川は、釧路川流域及び釧路総合振興局管内の二級河川とする。（別表1に挙げる水系）</u> （協議会の構成） 第3条 協議会は、<u>別表2</u>の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、構成員の同意を得て、必要に応じて<u>別表2</u>の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会への出席を求めることができる。 （幹事会の構成） 第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

釧路川水系流域治水協議会規約（改定案）（2／5）

釧路川水系流域治水協議会規約	釧路川水系外流域治水協議会規約（案）
2 幹事会は、別表1の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。 5 事務局は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、幹事会への出席を求めることができる。 （協議会の実施事項） 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1 釧路川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 4 その他、流域治水に関して必要な事項。 （会議の公開） 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。	2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。 5 事務局は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、幹事会への出席を求めることができる。 （協議会の実施事項） 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1 協議会対象河川で行う流域治水の全体像を共有・検討。 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 4 その他、流域治水に関して必要な事項。 （会議の公開） 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

釧路川水系流域治水協議会規約（改定案）（3／5）

釧路川水系流域治水協議会規約	釧路川水系 外 流域治水協議会規約（案）
（協議会資料等の公表） 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。 （事務局） 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2 協議会及び幹事会の事務局は、釧路開発建設部治水課及び釧路総合振興局釧路建設管理部事業室治水課に置く。 （雑則） 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 （附則） 第10条 本規約は、令和2年9月17日から施行する。	（協議会資料等の公表） 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。 （事務局） 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2 協議会及び幹事会の事務局は、釧路開発建設部治水課及び釧路総合振興局釧路建設管理部事業室治水課に置く。 （雑則） 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。 （附則） 第10条 本規約は、令和2年9月17日から施行する。 令和3年3月〇〇日一部改定。

釧路川水系流域治水協議会規約（改定案）（4／5）

釧路川水系流域治水協議会規約	釧路川水系外流域治水協議会規約（案）							
	<u>（別表1）</u> <u>釧路川水系外流域治水協議会 水系一覧表</u> <table data-bbox="1261 434 1955 635"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1261 434 1955 486"><u>水系名</u></th></tr> <tr> <td data-bbox="1261 486 1476 534"><u>1 級河川</u></td><td data-bbox="1476 486 1955 534"><u>釧路川</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1261 534 1476 582" rowspan="2"><u>2 級河川</u></td><td data-bbox="1476 534 1955 582"><u>尾幌川</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1476 582 1955 635"><u>阿寒川</u></td></tr> </table>	<u>水系名</u>		<u>1 級河川</u>	<u>釧路川</u>	<u>2 級河川</u>	<u>尾幌川</u>	<u>阿寒川</u>
<u>水系名</u>								
<u>1 級河川</u>	<u>釧路川</u>							
<u>2 級河川</u>	<u>尾幌川</u>							
	<u>阿寒川</u>							

釧路川水系流域治水協議会規約（改定案）（5／5）

釧路川水系流域治水協議会規約			釧路川水系外流域治水協議会規約（案）		
(別表1)			(別表2)		
釧路川水系流域治水協議会 構成員			釧路川水系外流域治水協議会 構成員		
機関	協議会	幹事会	機関	協議会	幹事会
釧路市	市長	総務部防災危機管理監	釧路市	市長	総務部防災危機管理監
釧路町	町長	総務課長	釧路町	町長	総務課長
標茶町	町長	総務課長	厚岸町	町長	危機対策室長
弟子屈町	町長	総務課長	標茶町	町長	総務課長
鶴居村	村長	総務課長	弟子屈町	町長	総務課長
釧路総合振興局	局長	副局長（建設管理部担当） 地域創生部地域政策課 主幹（地域行政） 釧路建設管理部 地域調整課長、維持管理課長、 治水課長	鶴居村	村長	総務課長
釧路開発建設部	部長	次長（河川・道路） 防災対策官、治水課長、釧路河川事務所長	釧路総合振興局	局長	副局長（建設管理部担当） 地域創生部地域政策課 主幹（地域行政） 産業振興部 林務課長
			釧路開発建設部	部長	次長（河川・道路） 防災対策官、治水課長、釧路河川事務所長
			根釧西部森林管理署	署長	森林技術指導官、総括治山技術官
			森林整備センター東北北海道整備局札幌水源林整備事務所	所長	主幹